

# 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会から 臨床心理士養成大学院関係各位への「お知らせ」

平成 29 年 8 月 1 日  
公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会

謹啓 臨床心理士養成大学院各位におかれましては、ご清栄のことと拝察します。  
皆様には、日頃より本協会事業に多大なご協力、ご支援をいただき心より感謝申し上げます。

さて、公認心理師法（平成 27 年 9 月 9 日成立、同 16 日公布）の施行（平成 29 年 9 月 15 日）に向けた最終整備の段階を迎えております。本協会は、長年に亘る臨床心理士養成教育を通じて培ってきた社会的な通用性・信用・実績を踏まえて、公認心理師法にどう対応を図るか、極めて重大な関心のもと総力で積極的な検討と努力を重ねてきました。

この間の取り組みに際しても、公認心理師という国家資格の重要性の認識を前提に、「臨床心理士の堅持と共存共栄関係の創造」という基本認識・姿勢で臨んできました。すなわち、臨床心理士養成大学院における公認心理師養成教育の共存教育体制をどのように構築するか、という極めて混沌・困難な課題です。その取り組みの中で、激変する社会状況における厳しい大学事情の中、建学の精神はじめ大学教育ミッションに則るべく、国民ユーザーのため真摯に腐心される臨床心理士養成大学院の実際事情に触れさせていただいたことは、臨床心理士の社会化への取り組み責任を自覚する機会になりました。

長年に亘る各位のご尽力に報いるため、本協会といたしましても、「公認心理師カリキュラム等検討会」等において情報提供などにも努めながら積極的に参画してきました。その経緯は、臨床心理士報、本協会ホームページ、「本協会からのお知らせ」などで丁寧に公表していますが、以下の関係資料をお届けし、主な基本情報とともに、臨床心理士の未来像についてもご案内します。

## 同封資料

- 1 臨床心理士をとりまく最新状況における  
『公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の基本的な考え方や取り組みの経緯等』  
および『公益財団法人認定臨床心理士の新しい課題と展望』について  
**公認心理師法の施行をめぐる「基本認識・基本方針」**

収録：「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」

- 2 【参考資料①】 公認心理師法の施行に伴う「臨床心理士科目・単位」の対応表
- 3 【参考資料②】 大学院指定制申請の手引（平成 30 年度申請用改訂版）

この「お知らせ」のメインテーマは、資料 1 に掲載の「公認心理師法の施行に伴う『臨床心理士科目・単位』の対応について」であるかと思いますが、その元になる本協会の基本的な考え方、とくに「6. 臨床心理士と公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の展開と新生課題」、「7. 臨床心理士と本協会が拓く将来構想・新生展望のために」に関しては、繰り返しご確認・ご理解いただきたくお願い申し上げます。

臨床心理士養成大学院が、臨床心理士を新生・堅持する指定基準の参考資料として、新規に指定申請を計画されている大学院を対象とした「大学院指定申請の手引（平成 30 年度申請用改訂版）」もお届けし、公認心理師養成にどのように寄与するか、そして国民ユーザーの心の安心・安全のため相補・共生し共存共栄を図る基本指針にさせていただくと幸いです。

「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」が公表されて以来、むしろ情報が錯綜する中で、各臨床心理士養成大学院におかれては、平成 30 年度「新カリキュラム作成」に向けて、さらに現実的作業が加速されていると拝察します。このことを承知しつつも、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課との共管で設置された厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室による「公認心理師カリキュラム等説明会」（平成 29 年 7 月 31 日開催）の公式情報公開の後に正式に対応することが社会的に適正であるとの考えから、喫緊の今日まで遅くなりましたことをご理解いただきたく思います。

臨床心理士養成大学院各位におかれましては、これまでの貴大学院修了生はじめ、地域社会の皆様との信頼と実績に基づきまして、臨床心理士養成を堅持しつつ、適切な位置づけによる公認心理師養成と相補・共生する、個性と地域に応じた良質・高度な大学院教育研究体制の新構築のため、ご協力・ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本協会といたしましても、業務執行理事会・理事会を中心に、カリキュラム等検討WGメンバー等、臨床心理士支援のため、これからも総力をあげて邁進していく所存です。

最後に、関係各位のご健勝とともに、貴学の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

※お願い：

この「お知らせ」は、本協会ホームページにも掲載していますので、できるだけ多くの関係者にお知らせいただきますと幸いです。なお、内容については、理事会等を重ねての範囲と基準の検討結果であることをご理解いただき、当面は、本件についての事務局への電話等でのお問い合わせには対応いたしかねますことをご了承とご協力をお願いします。